



CHIBA BASKETBALL ASSOCIATION

〒273-0031 千葉県船橋市西船 4-18-14 西船スカイマンション 701 号室

Tel:047-401-1581

Fax:047-401-1781

E-Mail:chiba.basketball@cbba.jp

URL:cbba.jp

一般社団法人千葉県バスケットボール協会 令和2年度定時社員総会 議事録 書面決議

1. 社員総会への報告及び社員総会の決議があったものとみなされた日：令和2年6月16日
2. 提案者：会長 野村 俊郎

【報告事項】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第59条の規定により社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容

令和元年度事業報告の件 別紙事業報告のとおり

令和2年6月1日、会長 野村俊郎 が社員の全員に対して上記報告事項の通知書を発し、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、令和2年6月16日までに社員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第59条に基づき、当該事項の社員総会への報告があったものとみなされた。

【決議事項】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条により社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和元年度決算書類承認の件 別紙社員総会参考書類のとおり

第2号議案 定款一部改定承認の件 別紙社員総会参考書類のとおり

令和2年6月1日、会長 野村俊郎 が社員の全員に対して上記社員総会の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和2年6月16日までに社員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項に基づき、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。



CHIBA BASKETBALL ASSOCIATION

〒273-0031 千葉県船橋市西船 4-18-14 西船スカイマンション 701 号室

Tel:047-401-1581

Fax:047-401-1781

E-Mail:chiba.basketball@cbba.jp

URL:cbba.jp

以上のおり、社員総会への報告の省略及び社員総会の決議の省略を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第59条及び同法第58条第1項の規定に基づき社員総会への報告及び社員総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和2年6月16日

一般社団法人千葉県バスケットボール協会 令和2年度定時社員総会

議事録作成者 会長 野村俊郎

